

令和4年

第2回可茂衛生施設利用組合議会定例会  
諸般報告書

令和4年12月26日

## 目次

- 1 専決処分の報告について（報告第2号）…………… 1
- 2 例月現金出納検査の結果報告について（令和4年6月～11月実施分）…………… 2～7
- 3 定期監査の結果報告について…………… 9～12

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された管理者の専決事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年12月26日報告

可茂衛生施設利用組合管理者職務代理者  
可茂衛生施設利用組合副管理者 藤井 浩人

### 記

- 1 議会の議決を経た契約を変更したもの。 1件
- 

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された管理者の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月29日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

### 記

令和3年12月22日議決による令和4年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事の請負契約中契約の金額「321,090,000円」を「324,964,200円」に変更する。

可 衛 監 第 3 号  
令 和 4 年 6 月 28 日

可茂衛生施設利用組合議会  
副議長 渡辺 義昌 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



#### 例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

#### 記

- 1 検査日 令和4年6月24日（金）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年5月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 4 号  
令 和 4 年 7 月 25 日

可茂衛生施設利用組合議会  
議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博

監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和4年7月25日（月）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年6月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 5 号  
令 和 4 年 9 月 1 日

可茂衛生施設利用組合議会  
議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和4年8月22日（月）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年7月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 8 号  
令 和 4 年 10 月 3 日

可茂衛生施設利用組合議会  
議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和4年9月26日（月）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年8月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 9 号  
令 和 4 年 10 月 31 日

可茂衛生施設利用組合議会  
議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



#### 例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

#### 記

- 1 検査日 令和4年10月25日（火）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年9月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 10 号  
令 和 4 年 11 月 29 日

可茂衛生施設利用組合議会  
議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和4年11月25日（金）
- 2 検査対象 (1) 令和4年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和4年10月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和4年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。  
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上



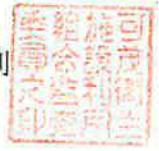
可 衛 監 第 7 号  
令 和 4 年 9 月 26 日

可茂衛生施設利用組合  
議会議長 和田 雅彦 様

可茂衛生施設利用組合監査委員 安藤 雅博



可茂衛生施設利用組合監査委員 金子 政則



令和4年度可茂衛生施設利用組合定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき令和4年度可茂衛生施設利用組合定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。



令和4年度

可茂衛生施設利用組合

定期監査結果報告書

令和4年9月26日

可茂衛生施設利用組合監査委員

地方自治法及び可茂衛生施設利用組合監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象、実施場所及び日程

- (1) 監査対象 総務課、業務課
- (2) 対象年度 令和3年度執行分
- (3) 実施場所 ささゆりクリーンパーク 大研修室
- (4) 実施日程 令和4年4月1日から令和4年7月25日まで

## 第3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

## 第4 監査の主な実施内容

被監査課において執行されている契約事務等の各種事務が、契約規則や会計規則、マニュアル等の内部統制に従って処理されているかの抽出試査並びに各課から収集した関係資料の内容審査、ヒアリング、現場での実査を書記が事前に実施（予備監査）するとともに、予備監査結果をふまえたうえで、監査委員が被監査課職員から直接説明を受け、口頭により質問する方法により実施した。

## 第5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、軽微な事項については、監査時に改善するよう口頭で求めたため、その記述は省略する。今後は事務の執行にあたっては、次の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

## 要望事項

行政事務が引き続き適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう内部統制の強化、説明責任の徹底、法令遵守の体制を保持するとともに、住民の負託に十分応えられるよう更なる努力と研鑽を積まれることを要望する。